

特別養護老人ホームハートランド五條
高齢者虐待防止対策指針

特別養護老人ホーム
ハートランド五條
高齢者虐待防止対策指針

1. 介護施設従事者等による高齢者虐待の定義

(1) 「高齢者」の定義

高齢者虐待防止法では、「高齢者」を「65 歳以上の者」と定義している（第 2 条第 1 項）。

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（抄）

（平成 23 年 6 月 24 日法律第 79 号）

附 則

（高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律の一部改正）

第 3 条 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 17 年法律第 124 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の見出しを「(定義等)」に改め、同条に次の 1 項を加える。

6 65 歳未満の者であって養介護施設に入所し、その他養介護施設を利用し、又は養介護事業に係るサービスの提供を受ける障害者（障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）第 2 条第 1 号に規定する障害者をいう。）については、高齢者とみなして、養介護施設従事者等による高齢者虐待に関する規定を適用する。

(2) 「養介護施設従事者等」の定義

「養介護施設従事者等」とは、老人福祉法および介護保険法に規定される「養介護施設」又は「養介護事業」の業務に従事する者となっている（第 2 条第 5 項）。これには、直接介護に携わる職員のほか経営者・管理者層も含まれている。

(3) 虐待の定義と類型

高齢者虐待防止法では、養介護施設従事者等による高齢者虐待を、養介護施設に入所または養介護事業を利用する高齢者に対して行う次の行為と規定している（第 2 条第 5 項）。

イ 身体的虐待：高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

ロ 介護・世話の放棄・放任：高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。

ハ 心理的虐待：高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

ニ 性的虐待：高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。

ホ 経済的虐待：高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

これらの定義は、広い意味での高齢者虐待を「高齢者が他者からの不適切な扱いにより権利利益を侵害される状態や生命、健康、財産が損なわれるような状態に置かれること」ととらえたうえで、高齢者虐待防止法の対象となる行為を規定したものである。

【養介護施設従事者等による高齢者虐待の具体例】

以下に、類型別に高齢者虐待に該当する行為を例示する。ただし、ここに例示する行為のみが高齢者虐待に該当するわけではない。確認された行為が虐待に該当するかどうかの判断は、法の趣旨や虐待の定義に照らし合わせ、事実に着目し客観的・総合的に判断する必要がある。

養介護施設従事者等による高齢者虐待類型（例）

区 分	具 体 的 な 例
イ 身体的虐待	<p>①暴力的行為※</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平手打ちをする。つねる。殴る。蹴る ・ぶつかって転ばせる ・刃物や器物で外傷を与える ・入浴時、熱い湯やシャワーをかけてやけどをさせる ・本人に向けて物を投げつけたりする など <p>②本人の利益にならない強制による行為、代替方法を検討せずに高齢者を乱暴に扱う行為</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医学的診断や介護サービス計画等に位置づけられておらず、身体的苦痛や病状悪化を招く行為を強要する ・介護がしやすいように、職員の都合でベッド等へ抑えつける ・車椅子やベッド等から移動させる際に、必要以上に身体を高く持ち上げる ・食事の際に、職員の都合で、本人が拒否しているのに口に入れて食べさせる など <p>③「緊急やむを得ない」場合以外の身体拘束・抑制</p>

区 分	具 体 的 な 例
ロ 介護・世話の放棄・放任	<p>①必要とされる介護や世話を怠り、高齢者の生活環境・身体や精神状態を悪化させる行為</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入浴しておらず異臭がする、髪・ひげ・爪が伸び放題、汚れのひどい服や破れた服を着せている等、日常的に著しく不衛生な状態で生活させる ・褥瘡（床ずれ）ができるなど、体位の調整や栄養管理を怠る ・おむつが汚れている状態を日常的に放置している ・健康状態の悪化をきたすほどに水分や栄養補給を怠る ・健康状態の悪化をきたすような環境（暑すぎる、寒すぎる等）に長時間置かせる ・室内にごみが放置されている、鼠やゴキブリがいるなど劣悪な環境に置かせる など

区分	具体的な例
ロ 介護・世話の放棄・放任	<p>②高齢者の状態に応じた治療や介護を怠ったり、医学的診断を無視した行為</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療が必要な状況にも関わらず、受診させない。あるいは救急対応を行わない ・処方通りの服薬をさせない、副作用が生じているのに放置している、処方通りの治療食を食べさせない など <p>③必要な用具の使用を限定し、高齢者の要望や行動を制限させる行為</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ナースコール等を使用させない、手の届かないところに置く ・必要なめがね、義歯、補聴器等があっても使用させない など <p>④高齢者の権利を無視した行為またはその行為の放置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他の利用者に暴力を振るう高齢者に対して、何ら予防的手立てをしていない など

区分	具体的な例
ハ 心理的虐待	<p>①威嚇的な発言、態度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・怒鳴る、罵る ・「ここ（施設・居宅）にいられなくしてやる」「追い出すぞ」などと言ひ脅す。 <p>②侮辱的な発言、態度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・排せつの失敗や食べこぼしなど老化現象やそれに伴う言動等を嘲笑する ・日常的にからかったり、「死ね」など侮蔑的なことを言う ・排せつ介助の際、「臭い」「汚い」などと言う ・子ども扱いするような呼称で呼ぶ など <p>③高齢者や家族の存在や行為を否定、無視するような発言、態度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「意味もなくコールを押さないで」「なんでこんなことができないの」などと言う ・他の利用者に高齢者や家族の悪口等を言いふらす ・話しかけ、ナースコール等を無視する ・高齢者の大切にしているものを乱暴に扱う、壊す、捨てる ・高齢者がしたくてもできないことを当てつけにやってみせる（他の利用者にやらせる） など <p>④高齢者の意欲や自立心を低下させる行為</p> <ul style="list-style-type: none"> ・トイレを使用できるのに、職員の都合を優先し、本人の意思や状態を無視しておむつを使う ・自分で食事ができるのに、職員の都合を優先し、本人の意思や状態を無視して食事の全介助をする など <p>⑤心理的に高齢者を不当に孤立させる行為</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本人の家族に伝えてほしいという訴えを理由なく無視して伝えない ・理由もなく住所録を取り上げるなど、外部との連絡を遮断する ・面会者が訪れても、本人の意思や状態を無視して面会させない など

区分	具体的な例
ハ 心理的虐待	⑥その他 <ul style="list-style-type: none"> ・車椅子での移動介助の際に、速いスピードで走らせ恐怖感を与える ・自分の信仰している宗教に加入するよう強制する ・入所者の顔に落書きをして、それをカメラ等で撮影し他の職員に見せる ・本人の意思に反した異性介助を繰り返す ・浴室脱衣所で、異性の利用者を一緒に着替えさせたりする など

ニ 性的虐待	○本人との間で合意が形成されていない、あらゆる形態の性的な行為またはその強要 <ul style="list-style-type: none"> ・性器等に接触したり、キス、性的行為を強要する ・性的な話しを強要する（無理やり聞かせる、無理やり話させる） ・わいせつな映像や写真をみせる ・本人を裸にする、またはわいせつな行為をさせ、映像や写真に撮る。撮影したものを他人に見せる ・排せつや着替えの介助がしやすいという目的で、下（上）半身を裸にしたり、下着のままで放置する ・人前で排せつをさせたり、おむつ交換をしたりする。またその場面を見せないための配慮をしない など
ホ 経済的虐待	○本人の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること <ul style="list-style-type: none"> ・事業所に金銭を寄付・贈与するよう強要する ・金銭・財産等の着服・窃盗等（高齢者のお金を盗む、無断で使う、処分する、無断流用する、おつりを渡さない）。 ・立場を利用して、「お金を貸してほしい」と頼み、借りる ・日常的に使用するお金を不当に制限する、生活に必要なお金を渡さない。など

（４）身体拘束

介護保険制度施行時から、介護施設等において利用者または他の利用者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を禁止している（介護保険指定基準における身体拘束禁止規定）。

身体拘束は、高齢者本人の身体や精神に重大な悪影響を及ぼすおそれがあり、人権侵害に該当する行為と考えられている。そのため、「緊急やむを得ない」場合を除き、身体拘束はすべて高齢者虐待に該当する行為と考えらる。

（※障害者虐待防止法では、身体拘束は虐待に該当することが定義づけられている。）。

ここで、緊急やむを得ない場合とは、以下の３要件をすべて満たすことが定められており、ひと

つでも要件を満たさない場合には指定基準違反となる。

この緊急やむを得ない場合はあくまでも例外的な緊急対応措置であると捉える必要がある。
家族等からの同意書があるという理由で長期間にわたって身体拘束を続けたり、施設として身体拘束廃止に向けた取組みを怠ることなども指定基準に違反する行為となる。

◆◆緊急やむを得ない場合の3要件◆◆

- | |
|---|
| <p>○切迫性：利用者本人又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。</p> <p>○非代替性：身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと。</p> <p>○一時性：身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。</p> |
|---|

※手続き上の手順

- ・「緊急やむを得ない場合」の判断は、担当職員個人又はチームでなく、施設全体で行えるように、関係者が幅広く参加したカンファレンスで判断する体制を原則とする。
- ・また、身体拘束の内容、目的、理由、時間、時間帯、期間などを高齢者本人や家族に対して十分に説明し、理解を求めることが必要である。
- ・常に観察、再検討し、要件に該当しなくなった場合には直ちに解除する。
- ・身体拘束の態様・時間、心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録することが必要である。

◆◆身体拘束の具体例◆◆

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">①徘徊しないように、車いすやいす、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。②転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。③自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む。④点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。⑤点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、又は皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。⑥車いすやいすから落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける。⑦立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用する。⑧脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。⑨他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。⑩行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。⑪自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。 |
|---|

出典：「身体拘束ゼロへの手引き」（平成13年3月：厚生労働省「身体拘束ゼロ作戦推進会議」発行）

1 虐待に対する対応の手順

(1) 施設内の体制の確立

施設内で虐待が発生した場合は、迅速かつ適切に対応するため、あらかじめ組織として対応を決めておく必要がある。

ハートランド五條では、苦情受付や事故発生時の体制と同様になるものと考えられるが、どのような体制であっても、実際に職員に周知されていて、虐待が発生した場合、速やかに職員間の連携がとられることが必要である。

また、施設内で虐待が発生した場合、発見者は市町村への通報義務が発生することも周知しておかなければならない。

3 高齢者虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項

当事業所では、虐待及び虐待と疑われる事案（以下「虐待等」という。）の発生の防止等に取り組むにあたって「高齢者虐待防止検討委員会」を設置するとともに、虐待防止に関する措置を適切に実施するための担当者を定めることとする。

(1) 設置の目的

虐待等の発生の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するための対策を検討するとともに、虐待防止に関する措置を適切に実施する。

(2) 高齢者虐待防止検討委員会の構成委員

- ・委員長は虐待防止委員会代表者が務める。
- ・委員会の委員は、施設長、介護支援専門員、生活相談員、看護職員、介護職員とする。

(3) 高齢者虐待防止検討委員会の開催

- ・委員会は、委員長の招集により年 12 回以上開催する。
- ・虐待事案発生時等、必要な際は、随時委員会を開催する。

(4) 高齢者虐待防止検討委員会の審議事項

- ① 虐待に対する基本理念、行動規範等及び職員への周知に関すること
- ② 虐待防止のための指針等の整備に関すること
- ③ 職員の人権意識を高めるための研修計画策定に関すること
- ④ 虐待予防、早期発見に向けた取組に関すること
- ⑤ 虐待が発生した場合の対応に関すること
- ⑥ 虐待の原因分析と再発防止策に関すること

(5) 高齢者虐待防止の担当者の選任

高齢者虐待防止の担当者は、虐待防止委員会委員長とする。

4 高齢者虐待の防止のための職員研修に関する基本方針

職員に対する権利擁護及び高齢者虐待防止のための研修は、基礎的内容等の適切な

知識を普及・啓発するものであるとともに、権利擁護及び虐待防止を徹底する内容とし、以下のとおり実施する。

- (1) 定期的な研修の実施（年 2 回以上）
- (2) 新任職員への研修の実施
- (3) その他必要な教育・研修の実施
- (4) 実施した研修についての実施内容（研修資料）及び出席者の記録と保管

5 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針

(1) 虐待等が発生した場合は、速やかに市町に報告するとともに、その要因の速やかな除去に努める。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員であった場合は、役職位等の如何を問わず、厳正に対処する。

(2) 緊急性の高い事案の場合は、市町及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を最優先する。

6 虐待等が発生した場合の相談・報告体制

(1) 利用者、利用者家族、職員等から虐待の通報を受けた場合は、本指針に従って対応する。相談窓口は、3（5）で定められた高齢者虐待防止担当者とする。なお、虐待者が担当者の場合は、他の上席者等に相談する。

(2) 利用者の居宅において虐待等が発生した場合は、関係機関に報告し、速やかな解決につなげるよう努める。

(3) 事業所内で虐待等が発生した場合は、高齢者虐待防止担当者に報告し、速やかな解決につなげるよう努める。

(4) 事業所内における高齢者虐待は、外部から把握しにくいことが特徴であることを認識し、職員は日頃から虐待の早期発見に努めるとともに、高齢者虐待防止検討委員会及び担当者は職員に対し早期発見に努めるよう促す。

(5) 事業所内において虐待が疑われる事案が発生した場合は、速やかに高齢者虐待防止委員会を開催し、事実関係を確認するとともに、必要に応じて関係機関に通報する。

7 成年後見制度の利用支援

利用者及びその家族に対して、利用可能な権利擁護事業等の情報を提供し、必要に応じて、行政機関等の関係窓口、社会福祉協議会、身元引受人等と連携のうえ、成年後見制度の利用を支援する。

8 虐待等に係る苦情解決方法

- (1) 虐待等の苦情相談については、苦情受付担当者は受付内容を施設長に報告する。

(2) 苦情相談窓口で受け付けた内容は、個人情報への取扱いに留意し、相談者に不利益が生じないように細心の注意を払って対処する。

(3) 対応の結果は相談者にも報告する

9 虐待防止の取り組み（予防的観点から）

① 管理職から現場職員までの全ての職員が、既存制度を理解し確実に実践する。

・管理者に求められるもの

現場からの意見を吸い上げ、施設全体で対応する体制を整備するとともに、「発言ができない雰囲気になっていないか」、「発言があっても取り上げない、十分な対応をしない」などの状況確認や、整備した体制が機能しているかを常に確認する。

また、研修等に参加しやすくするなどの配慮をおこなう。

・職員に求められるもの

日頃の業務に追われ、口調が荒くなって威圧的な言い方になってしまったり、介助の依頼を拒んだりしていないか、常に利用者の立場になって、考え行動できているかを確認しておく。

利用者一人ひとりの状態を常に把握し、日常のケアに反映できるよう心掛ける。

② より良いサービス提供を行うための職場環境、組織づくりを行う。

①を実践するためには施設内研修を定期的に行うとともに、外部研修にも積極的に参加し、全職員の意識啓発とケア技術の向上に努める。

また、研修等を通じて各職種、職員間での意思疎通や意見交換を行う。

③ 利用者、家族との良好な信頼関係を構築する。

不適切なケアや不十分な苦情・相談対応が、利用者や家族の不信感を募らせてしまうこともあるため、苦情等の受付や苦情があった場合の処理体制を構築し、互いの信頼関係を損なうことのないようにしておく。

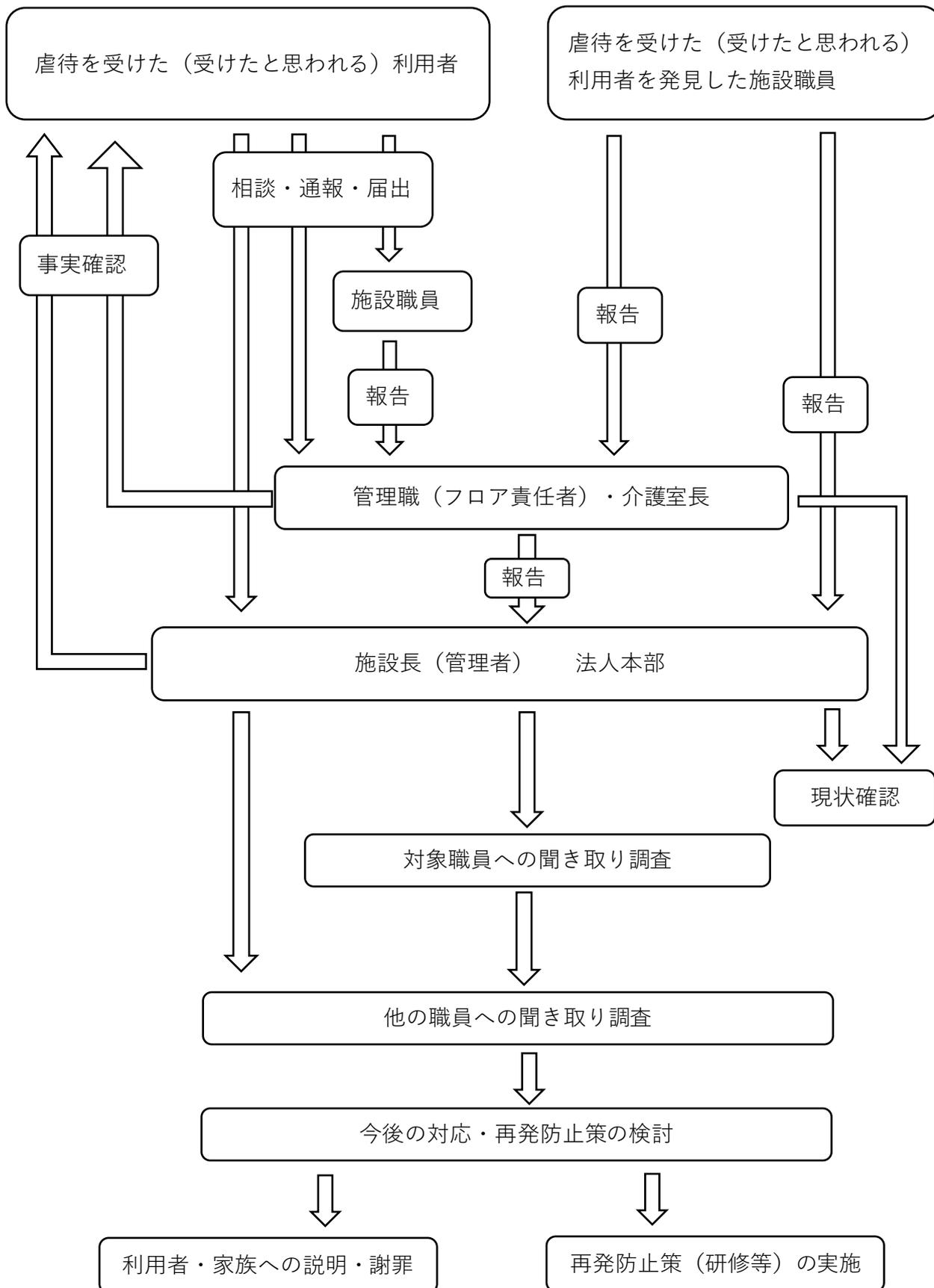
9 利用者等に対する指針の閲覧

職員、利用者及びその家族をはじめ、外部の者に対しても、本指針をいつでも閲覧できるよう、事務室等に備え付ける。また、事業所ホームページにも公開する。

10 その他虐待防止の推進のために必要な事項

権利擁護及び高齢者虐待防止等のための内部研修のほか、外部研修にも積極的に参加し、利用者の権利擁護とサービスの質の向上を目指すよう努める

虐待対応フローチャート



高齢者への虐待発見チェックリスト

介護施設従業者等による虐待 一施設等対応編一

虐待がうたわれる場合の高齢者の発する「サイン」として、以下の物がある。複数の物に当てはまると、疑いの度合いはより濃くなっていく。これらは例示ですので、この他にも様々な「サイン」があることを認識しておいてください。

《身体的暴力による虐待のサイン》

チェック欄	サイン例
	身体に小さなキズが頻繁に観られる
	大腿の内側や上腕の内側、背中等にキズやミミズばれが観られる
	回復状態様々な段階のキズ、あざ等がある
	頭・顔・頭皮等にキズがある
	急におびえたり、恐ろしがったりする
	特定の職員を怖がる
	キズやあざの説明のつじつまが合わない
	職員に話すことや援助を受けることに躊躇する
	職員に話す内容が変化し、つじつまが合わない
	身体に縛られた跡や拘束された痕跡がある

《心理的障害を与える虐待のサイン》

チェック欄	サイン例
	かきむしり、噛みつき、ゆすり等が観られる
	不規則な睡眠（悪夢・眠ることへの恐怖・過度の睡眠等）を訴える
	身体を委縮させる
	おびえる、わめく、泣く、叫ぶなどの症状が観られる
	体重が不自然に増えたり減ったりする
	無力感、あきらめ、投げやりな様子になる

《介護等日常生活上の世話の放棄、拒否、怠慢による虐待のサイン》

チェック欄	サイン例
	居住部屋、住居が極めて非衛生的になっている、また異臭を放っている
	寝具や衣服が汚れたままの場合が多くなる
	汚れたままの下着を身に着けるようになる
	身体からかなりの異臭がするようになってきている
	不自然に空腹を訴える場面が増えてきている
	サービスを受けている時に、高齢者本人や介護者の怒鳴り声や悲鳴、物が投げられる音が聞こえる

附 則

平成 26 年 10 月 1 日	作成
令和 2 年 8 月 1 日	改定
令和 3 年 4 月 1 日	改定・一部追加
令和 6 年 12 月 1 日	改訂・一部追加